

再生可能エネルギー事業の社会的普及と信用 力スキーム

大門, 信也 / 湯浅, 陽一 / Daimon, Shinya / Yuasa, Yoichi

(出版者 / Publisher)

法政大学サステナビリティ研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

サステナビリティ研究 / サステナビリティ研究

(巻 / Volume)

4

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

52

(発行年 / Year)

2014-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010335>

再生可能エネルギー事業の社会的普及と信用力スキーム

The development of Renewable Energy projects and the Credibility scheme

湯 浅 陽 一
Yoichi Yuasa

大 門 信 也
Shinya Daimon

Abstract

This paper seeks to establish the credibility between local businesses and banks by the theoretical framework of a “Credibility Schema” in the field of renewable energy. Businesses, banks and other related organizations form the framework. Renewable Energy projects have the potentials to lead spontaneous developments in rural areas where have suffered from economic stagnation. Local banks, however, have hesitated to finance local RE businesses. This is due not only to local RE businesses being small and fewer resources but also because Japanese banks have been restricted by the financial structure of the post-war era that tends to make local banks unwilling to finance businesses in new industry. Under these circumstances, the credibility schema would become non-active. Compared to Germany where due diligence corporations play an important role, we’ve found that a third player is essential to activate the schema. This player isn’t a business or a bank in the credibility schema. In Japan, credit guarantee corporations are established in all parts of the country. That is why they could be the third player. Our survey of credit guarantee corporations, conducted in 2012, shows that they aren’t so positive to support RE projects by local businesses. For RE projects by local businesses to develop widely, besides a part of local banks and local governments’ supports, credit guarantee corporations must back up local businesses and banks.

Keywords: Renewable Energy project, the credibility scheme, the post-war era financial structure, due diligence, credit guarantee corporation

要 旨

本稿は、再生可能エネルギー（RE）事業分野において、中小事業者と地域金融機関のあいだでの信用を創出する方法を、「信用力スキーム」を鍵概念としながら模索していくものである。信用力スキームは、事業者の信用力の形成を、事業者だけでなく、金融機関の能力や政府・自治体による支援制度などとの結びつきによっ

て捉える枠組みである。RE事業の展開は、地方の内発的発展を促すものとして期待されており、これに沿ったうごきも現れているが、地方独自の取り組みを促進するためのさらなる仕掛けが必要な状況にある。本稿では、与信能力の向上など、地方金融機関独自の取り組みを制約している構造を戦後の金融体制から探ったうえで、デューデリジェンス機関が積極的に活動しているドイツの事情を参考にしながら、事業者でも金融機関でもない「第3の存在」が信用力スキームの活性化において重要な役割を果たしていることに注目する。そして、日本で「第3の存在」としての活動が期待される組織として各地の信用保証協会を取り上げ、2012年に実施されたアンケート調査の回答をもとに、信用保証協会におけるRE事業への取り組み状況を分析する。調査結果の分析からは、信用保証協会の取り組みが受動的な傾向にあることが指摘される。地方金融機関によるABL（動産融資担保）を活用した取り組みや、自治体による支援の取り組みもみられるが、内発的発展と結びついたRE事業が広く展開されていくためには、信用保証協会によるより積極的な取り組みが必要であると考えられる。

キーワード：RE事業、信用力スキーム、戦後金融体制、デューデリジェンス、信用保証協会

1. はじめに

1-1. 問題の所在と背景

本稿の課題は、再生可能エネルギー（RE）事業分野で、中小事業者と地域金融機関のあいだでの信用を創出する方法を、「信用力スキーム」を鍵概念としながら模索していくことにある。

2012年7月に施行されたREに関する固定価格買取制度（FIT）は、電力供給源を火力や原子力からREへとシフトさせるだけでなく、日本社会の産業構造や、関連する主体間の連関を大きく変える潜在力を有している。

原子力発電所の建設が典型であるように、これまでの電力インフラ整備の手法は基本的に中央集権的なものであり、電力会社や政府の働きかけを受けた地方自治体が、補助金や固定資産税などによる税収増、あるいは雇用の増加を期待して受け入れるという仕組みであった。この仕組みのもとで地方自治体は、一時的ではあるものの極めて巨額の財政収入を得るほか、関連する雇用の創出による恩恵を受けることができる。財政難と雇用不足に悩む地方にとっては魅力的な恩恵である。しかしこの仕組みは、財政面でも雇用面でも、長期的なサステナビリティを保証するものではな

い。政府や、電力消費地でもある大都市に所在する電力会社の動向に大きく左右されるという、中央に対する依存の構図を伴うものでもある。

これに対しREでは、賦存量の多い地域内の諸主体が自ら事業を興し、互いに結びつき、事業で得た利益を地域内で循環させていくことで、大都市に対する自律性を得ていくことが期待されている。従来型の中央集権的で外発的な開発から、真のサステナビリティを伴った内発的な開発へと展開していくことが期待されているのである。

とはいえ、実際に進められている開発は外発的なものが中心であるなど、地方における内発的なREの普及に様々な障害が立ち現れている。金融面では、地域の事業者が、地元の金融機関からの融資により事業をすすめることが、内発的発展のためには不可欠である。しかしながら現状では、FITの導入により、地方の金融機関によるRE事業への融資は徐々に行われるようになってきているものの、審査のあり方を含めてまだ十分な体制が整えられているとはいえず、事業の展開を積極的に後押しする段階には至っていない。融資の前提となる信用創出が、地域の事業者と金融機関のあいだで、適切な形で継続的に行われるようなくみが社会的に構築されていないためである。

この状況は、より具体的には、地元の事業者が金融機関から信用を得られない、あるいは、地域の金融機関が事業者に対して信用を付与できないという形の問題として捉えられる。では、なぜ、両者のあいだでの信用創出がなされないのか。その原因を克服し、信用を創出していくためにはどのような取り組みが必要であるのか。本稿は、これらの問いを、信用力スキームの視点から検討していくものである。

1-2. 信用力の規定要因とその枠組み

新たな事業を立ち上げようとする人々にとって、資金調達は常に頭の痛い問題である。とりわけ地方に所在する中小の事業者は、経営基盤が脆弱であることが多いため、金融機関からの融資も得にくい。信用力が小さいのである。

金融機関の側にも、地域の活性化に貢献したいと願う一方で、預金を守らなければならないという義務がある。内発的発展の促進という理念のもとに新規事業の展開を後押しする場合であっても、最低限の信用の付与（与信）は必須の要件である。

融資のための信用は、事業者の審査や経営状況、事業計画と直結しているため、一義的には事業者の能力次第と捉えられがちであるが、必ずしもそうではない。まず、融資する側の金融機関にも責任がある。展開力のある事業を適切に評価し、場合によっては改善点を示すなどの評価あるいは目利き能力は、金融機関が備え、常に向上させていかなければならないものである。また、事業者をサポートする組織や制度、さらには政策によっても、信用力は変化する。後に述べる信用保証協会制度もその1つである。産業振興を意図した政策の推進も、中小事業者の信用力の強化につながる。

事業者の信用力は、事業者の力量のみによって決まるものではなく、金融機関の能力や支援制度などの要素によっても左右される。本稿では、これらの要素が結びつくことで形成されている枠組みを、信用力スキームと呼ぶことにする。この信用力スキームは、当然のことながら、国や地域に

よって異なったり、同じ国の中でも時代によって変化したりする。また、集権型であるのか分権型であるのか、新規の産業の展開に適応的であるのか否かといった、対照的な形での性質の相違もみられる。

後述するように、日本の信用力スキームは、基本的に集権的であり、かつ、ローカルなレベルでの新産業の展開に対する適応力は必ずしも高くない。こうした信用力スキームの特徴が、内発的発展と結びついたRE事業の展開の障害となってしまっているというのが本稿の見立てである。

1-3. スキームの定型化と活性化

ではどうすれば、この構造を変化させることができるのか。信用力スキームの理論を展開しよう。ある一定のスキームのもとでは、事業者にせよ、金融機関にせよ、特定の条件下で、それぞれに資源と戦略を持ち、相互行為を展開している。スキームが一定の性質を帯びるのは、多くの主体の資源や戦略などが均質化あるいは慣習化され、かれらの行為が定型化されてしまい、その型から抜け出すための意思決定が困難になるためである。日本の金融機関を取り巻く制約条件は後述するとおりであるが、その中で、同じような資源をもち、同じような顧客を相手にする金融機関は、似たような意思決定を行うようになる。そこからの逸脱は、自らの組織を危機に曝すことを意味している。未知の分野への融資にあたっては、自らの資源と戦略によって開拓していくよりも、他の主体の動向をみつつ、消極的な姿勢を好むようになる。

新しい産業への積極的な融資を進めるためには、この定型化された相互行為を変化させ、活性化させることが必要である。そのためには、特定の主体に働きかけることは重要ではあっても、それだけでは不十分であることが少なくない。相互行為である以上、行為の相手や、かれらを取り巻く諸条件を合わせて変化させないかぎりには、一部の主体が行為を変えても、十分な波及効果を挙げ得ないことが多いからである。

スキームを変えていくためには、複数の主体の

行為を同時にかつ継続的にかえていくための方法が必要である。固定価格買取制度は、そうした効果をもつ政策手法の1つである。この制度の導入により、REを取り巻く条件が大きく変化し、事業者と金融機関の意欲を同時に刺激することができる。

しかし現状では、この政策の導入が、中小事業者の信用力の創出にまで十分に結びついていない。地方における内発的発展としてのRE事業の展開につなげるためには、信用力スキームの活性化の視点から、もう一步踏み込んだ取り組みが必要である。では、その「もう一步」の鍵はどこにあるのか。

以下、第2節で、戦後日本の金融体制の構造と変容をみることで、金融機関の戦略を規定する要因をみていく。第3節では、ドイツとの比較を行うことで、日本の特徴を浮かび上がらせる。これらの検討をふまえ、第4節では、直接的に中小事業者の信用力の補完を担う信用保証協会の動向に関するアンケート調査結果の分析を行う。

ドイツの事例からは、事業者でも金融機関でもない、「第3の存在」とも言うべき組織の存在が、定型的なパターンに陥りやすい信用力スキームを活性化させ、地域社会レベルの独自の融資に結びついていることが示唆される。日本にはこのドイツ型の組織に相当するものは定着していない。しかし、このタイプの組織とは性質が異なるが、事業者でも金融機関でもない立場から地域社会レベルでの金融市場に関与している組織として、信用保証協会が全国に広く存在している。この組織が、地域レベルでの金融の活性化の鍵を握りうるのではないかという着想が、アンケート調査の出発点となっている。

このアンケート調査の結果をもとに、RE事業に対する信用保証協会の取り組み状況を分析する。最後に、第5節として、RE事業をめぐる信用力のガバナンス構造を活性化させていく「鍵」のありかを探る。

2. 戦後日本の金融体制の構造と変容

2-1. 地域金融機関の概要

日本の金融機関の行為を制約している構造的な問題にふみこむ前に、まず簡単に現在の地域金融機関がどの程度の預金余力をもっているかをみておこう。

以下、2012年3月末の時点で、金融庁がHPに掲載した情報にもとづき、「貸出金÷預金」で算出した預貸率（ただし、預貸準備金、コール市場からの調達、譲渡性預金などは含んでいない）と、預金から貸出金を減じて算出した「貸出余力」を確認する。貸出以外に、有価証券の購入等に回されている預金は、必ずしも即時売却が可能ではないものもあり、これらがすぐに貸出に回され得るというわけではない。あくまで参考値にとどまるが、大きな傾向をみることはできるだろう。

2012年3月末の時点のデータにもとづいて算出すると、まず全国の地域金融機関の平均預貸率は67.3%である。これは、全国に136兆円ほどの貸出に回しうる預金が存在していることを意味する。そのうちRE賦存量の多い青森、秋田、岩手の3県に限っても、4兆6千億円ほどの預金がある。こうした資金は、前述のように単純に全てを融資に回すということはできない。しかし、預貸率の低下は、金融機関の懸念にもなっており、とくにより預貸率の低い信用金庫や信用組合などにとって、不安定な国債や、有価証券の運用にまわすのではなく、本来の目的である地域社会に貢献しうるような貸出を行いたいという要求は強いはずである。

以上のことから、地域金融機関がREの普及へむけた信用創出の重要な担い手であるということがわかる。しかし、そう簡単にこれらの資金をREに回すことはできないと考えられる。前述の理由だけでなく、日本社会が形成してきた信用力スキームの特徴をおさえていく必要がある。次にその歴史的文脈を確認する。

2-2. 戦後日本の金融体制

明治維新後の日本社会では、早い時期に民間の自由な信用力スキームの構築がめざされたが、その後、中央銀行を中心とした信用力スキームへと転換し、戦時体制の一県一行主義による統合が進められてきた（伊吹 2000）。さらに戦時中の総動員体制にもとづいて完成された経済の「1940 年体制」（野口 1995）は、トップダウンの意思決定を貫徹することで、戦後高度経済成長を支える金融経済的基盤となった。池尾（2006）は、こうした戦後の金融体制を「開発主義金融」と名づけ、人為的低金利政策、護送船団行政によって特徴づけられるとした。

この時期日本政府が資源配分を行った投資分野には、鉄鋼、海運業のほかに電力部門がある。電力安定化のために、政府は、公的資金を投入するだけでなく、金融機関に協調融資を組ませたのである（岡崎ほか 2006）。金融機関にとって電力への融資とは、系列都市銀行との協調融資という形で行われてきたのであり、それは戦後金融体制のトップダウン構造のなかで行われていたといえる。そもそも地域金融機関にとって電力事業への融資は、自らの「目利き」能力を超えたものであったといえよう。

高度経済成長期が終わり、日本は開発主義とは異なるあらたな金融体制が期待される時期に入るが、開発主義体制は 1970 年代を通じて持続する。ポスト高度経済成長の金融体制が姿を見せ始めるのは、1980 年代中盤のバブル経済の崩壊後である。1992 年には金融制度改革法が成立し、戦後体制を支えていた長短信用や銀行、証券、信託業務の分離が解かれ、子会社方式という限定を付されて相互参入が可能となった。また同年、「バーゼル合意」にもとづく BIS 規制が日本でも実施に移される。

しかしその後、日本経済は「失われた十年」を体験することとなる。1992 年の後、改革は遅れ、「金融ビッグバン」と呼ばれる一連の改革が打たれるのは、不況の続く 1990 年代中盤からであっ

た。制度面では、1998 年に金融監督庁が発足し、BIS 規制に則った早期是正措置が実施される。さらにこれを実効化するための「金融検査マニュアル」が 1999 年に通達され、改訂を経て現在に至っている。

戦後の金融体制は、おおむねトップダウン型であったといえる。しかし、同時に金融機関に一定の自律性を与えるものでもあったともいわれている。岡崎ほか（2002）によれば、大蔵省のような特定産業に影響を持たない部門の所管となり、行政の影響力を「全国銀行協会」のような業界団体が一旦受ける形となっていたため、政府は「個別融資案件に関する銀行の判断の自立性を確保しながら銀行融資を産業政策の手段として利用」することができたという（岡崎ほか 2002：383）。しばしば戦後高度成長期を支えた銀行員は、「金は簡単には貸さなかった」（江上・須田 2003）と述べるが、そうした自意識は、この時期の（業界団体によって媒介された）金融機関の相対的自律性に由来するものといえる。

つまり、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、日本の金融界の統治構造は、全銀協のような業界団体を媒介とする利害調整型の性質を有しており、これが国家を頂点とするトップダウン構造とは別の独自の自律的特質を与えていたのである（図 1 左側）。

一方で、1990 年代の中盤から行われてきた金融改革は、金融の自由化やグローバル化をにらみ、こうした業界媒介の世界を「慣れ合い」として排し、金融庁の直接管理にもとづく各金融機関の体質強化（＝不良債権処理と自己資本比率の向上）を促す体制を構築しようとするものであった（図 1 右）。こうした一連の金融体制の再編成は、金融機関の貸出行為の現場を大きく左右することになった。元信金職員の東川仁によれば、保険・信託業務の付加や、金融検査マニュアルによる行政介入は、銀行や信金職員が顧客と向き合う時間を削ぎ、結果として職員の情報収集能力や分析能力を削ぐものとなったという（東川 2010）。

こうした構造改革の要に、金融庁とその指導を

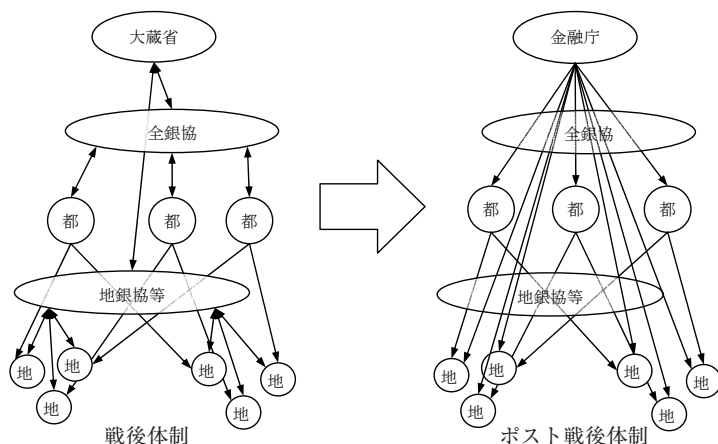


図1 戦後日本の中央レベルの金融体制の変化：
業界媒介の利害調整型から自己責任の体質管理型へ

- ※「都」は都市銀行を、「地」は各種地域金融機関を示す。「地銀協等」には全国地方銀行協会、全国第二地方銀行協会、全国信用金庫協会が含まれる。煩雑を避け地域金融機関と関連業界団体はまとめて表示した。
- ※組織をつなぐ矢印は一方から他方への意思決定への影響力を表現している。
- ※「戦後体制」は高度経済成長期までに機能してきた金融統治体制、「ポスト戦後体制」は金融改革によって目指されてきた金融統治体制。戦後体制では業界団体を媒介として利害調整が強く機能しており、ポスト戦後体制では金融検査マニュアルにもとづく金融庁の直接管理が強く機能していることを表現している。
- ※図では省略したが、戦後体制においても金融検査による直接管理は行われており（「MOF担」による接待など）、またポスト戦後体制においても業界団体による利害調整は消滅したわけではない。
- ※都銀から地域金融機関への矢印は戦後とポスト戦後で同様に描かれているが、その質は異なっていると考えられる。

徹底させる金融検査マニュアルがある。金融庁の政策目的は、第一に「金融システムの安定」、第二に「公正・透明な市場の確立」、第三に「利用者の保護・利用者利便の向上」とされる。こうした目的は、金融マニュアルの導入により、金融機関との癒着を排したルールに厳格な形で進められることとなる。前述したとおり、この金融庁の体制により、金融機関の現場は大きく変容したと指摘される。

これに対して、バブル崩壊以前（つまり貸し流し、貸しはがしの時期以前）には、新規貸出への意欲も高く、職員の審査能力も高かったという（東川 2010）。これは、元第一勧業銀行（1977年-2003年）の作家江上剛（江上・須田 2003）や、元三菱銀行（1973-2001）吉田重雄（2007）なども同様の指摘をしている。例えば江上はバブル

以前の時期について、「お客さんの会社を再建するには、あるいはお客さんにメリットを与えるにはどうしたらいいかというのを、考える時間とゆとり」があり、人手もあったと述べている（江上・須田 2003: 43-44）。

つまり、高度成長期までの金融機関の現場が、政府の上意下達的ななかで「呪縛」（江上・須田 2003）されながらも、一定の自律的な信用創出を行っていた。これに対して現在の金融機関の現場は、保険や証券など融資以外の業務をこなしつつ、金融検査マニュアルなど行政的なルールへの対応を迫られる状況にある。

このような状況は、金融機関にとって、定型的な行為からの逸脱を困難にする。とりわけ、資源が限られた地域の金融機関にとっては、職員の与信能力を十分に伸ばす余力がそがれることにな

る。金融制度改革は、金融機関独自の与信能力にもとづいた与信力をより高め、日本社会の信用力スキームの活性化を企図するものであったが、むしろ定型化を強める側面をもったのである。

3. 日本型信用創出の基本特性と問題点 ——ドイツとの比較

3-1. 日本型「自前審査主義」

前節での概略をふまえ、日本型信用創出のしくみについてまとめてみたい。

日本の金融機関は、土地担保や債務保証による裏づけを背景として、自前の目利きに依拠した審査体制を敷いてきた。前項でふれた「新規貸出への意欲の高さ」や「審査能力の高さ」といった指摘も、自前での審査こそが金融機関の本分だという感覚を表している。また筆者らを含む研究グループの開き取り調査でも、金融機関は、商品開発においても日常審査においても、必要に応じて関連機関に「ヒアリング」を行うことはあるが、審査を外部機関に委託することは基本的には考えられないという見解が得られている。調査の限りでは、そのおもな理由として「与信コストかかりすぎる」が挙げられるが、現場の日常的な常識感覚としてそのような発想が出てこないという様子も見受けられる¹⁾。

戦後、日本の産業界は、マクロな経済産業政策による方向づけがなされ、製造業を中心として大企業から零細企業までが系列化されてきた。これにより、下請けの中小企業への融資については、あらかじめ貸出リスクが縮減されていたといえる。金融界自体も護送船団方式が取られ、あらかじめ利害調整がなされたうえで、末端金融機関での「自前審査主義」が機能していた。

こうしたなかで不動産担保の慣行と信用保証制度は、金融機関にとっての信用リスクの縮減をより容易なものにしていた。すなわち、護送船団方式に由来する「自前審査主義」と「担保主義」と「債務保証」の組み合わせが、戦後日本の信用創出の基本型であったといえる。

金融改革以降、このようなしくみを転換するような形で、規制緩和が行われてきた。しかし、前項で述べたように地域金融機関は金融庁からの「体質改善」指導に力を削がれ、「構造的な資源不足」にあるのが実情といえる。その結果、「自前審査主義」の前提となる与信能力の向上が制約され、新しい産業への積極的な融資がしにくくなる。同時に、担保や後述する信用保証協会による保証などへの依存度を高め、融資という行為はより定型のあるいは保守的なものとなり、信用力スキームも硬直的なものとなっていく。

FIT 導入以前の地域金融機関が RE 事業への融資に手が出せなかったことは、このような歴史的意味連関のなかで理解される必要がある。

3-2. ドイツの「審査力補完体制」——外部機関への審査委託²⁾

この日本型と対照的なのがドイツ型の信用創出のしくみである。たとえばドイツの GLS 銀行では、風力発電事業に対する融資を行っているが、その際、事業性の審査は、コンサルタント会社等の独立のデューデリジェンス機関に委託して得た事業評価にもとづいてプロジェクトファイナンスが行われる。ドイツでは、風力エネルギー協会などの RE 関連協会が技術評価機関のリストを保有・公開しており、銀行はプロジェクトのサイズによってリスト上の機関に対し発電予測等を依頼する。各銀行は提出された予測の中で一番保守的な数値を用い、収益計算のためのシミュレーションソフトを使って収益予測を行う。シミュレーションソフトは各銀行が独自のものを持っており、それらは毎年改善される。さらに銀行側は、発電事業の財務状況の監視や登記簿の登録、また発電機運転の譲渡担保等によって、運転リスクの低減策を講じている。

以上のようなしくみの中で、ドイツでは金融機関から委託されて RE 事業のデューデリジェンスを行うコンサルタント業が定着している。たとえば SGS ドイツ社では、産業部門がデューデリジェンスを含む風力発電に関する技術的サービス、環

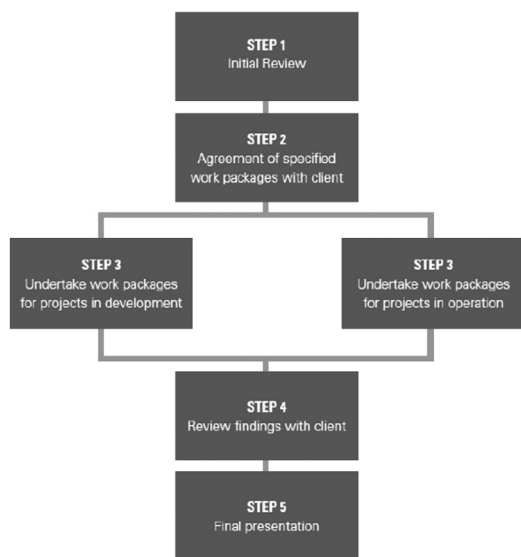


図2 SGSによるデューデリジェンスの手順

境部門が風力発電事業の環境アセスメントサービスを提供している。

図2は、SGSによる風力発電プロジェクトで行われるデューデリジェンスの順序である。デューデリジェンスにかかる費用は時間ベースで算出される。審査の結果、問題が発見されたり、詳細な調査が必要になる場合、追加の作業時間に応じて費用が増えることもある。風力発電機が立地場所の環境条件に不適合の場合でも、そのこと自体は顧客に伝えるが、審査機関としての独立性を保つため、特定のメーカーを推薦するようなことはせず発電機の選択基準を示したりする。デューデリジェンスは小規模ファームについても行われるが、その場合は審査の対象が限定的になることがある。例えば、設置する発電機や設置場所が既に実績がある場合なら審査対象から外したりと、項目を簡易化することも可能である。デューデリジェンスにおける審査結果よりも稼働率が想定以下となる場合でも補償されることはない。ただし明らかな計算ミスやデータエラーが生じ、その責任が証明される場合は、法律の範囲内で補償を行うこともある。

以上のように、ドイツ型の信用創出は、事業性

の審査を外部機関に委託することで、そのリスクを軽減するようにしている。日本のような自前審査と公的債務保証との組み合わせに比べて、信用リスクをより細かく切り分けて、複数の主体に分散させている形といえる。事業者でも金融機関でもない「第3の存在」としてのデューデリジェンス機関の存在が、信用力スキームの中で、信用創出を定型化させず、新たな産業への融資を積極的に行うことを後押ししているのである。こうした信用創出のしくみが、ドイツのRE事業の普及を支えている。

日本では、ドイツのデューデリジェンス機関と同じ機能を果たしている組織はないが、中小企業の信用力に関わる組織として、信用保証協会が各地で活動している。次節では、筆者（湯浅・大門）らが実施したアンケート調査をもとに、信用保証協会の取り組みに関する検討を行う。

4. 信用保証協会の現状と可能性

4-1. 信用保証協会の基本的役割と調査の概要

本節では、2012年8～9月に筆者らが実施した全国の信用保証協会に対するアンケート調査の結果をもとに、信用創出に関して保証協会が果たしている機能の現状と可能性について考察する³⁾。

信用保証協会は、1953年に制定された信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化を目的として設立された公的機関である。各都道府県を単位とした47法人のほか、横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪では市単位で設置されており、合計52法人が設けられている。政府関連組織や地方自治体からの貸し付けをもとに、信用力の低い中小事業者に「保証」を付与することで、金融機関からの融資を活性化させることが、基本的な役割である。

ドイツの事例では、事業者でも金融機関でもない、デューデリジェンス機関という別の主体の存在が、信用力スキームが定型的なものとなることを防ぎ、新しい産業への融資の可能性を高めていた。日本の信用保証協会はあくまで事業者の信用

力をサポートする存在であり、デューデリジェンス機関とは基本的な役割を異にする。とはいえ、デューデリジェンス機関が定着していない日本において、事業者でも金融機関でもない組織であり、地域社会に根付いた存在である信用保証協会は、鍵となる役割を果たしうる。本稿では、地域での展開が期待される RE 事業をめぐる動きのなかで、この組織がどのようにうごいているのかという点に注目して分析を行っていく。

アンケート調査は、筆者らを含めた研究グループが、「信用保証業務と RE 分野への保証に関する調査」として、各地の信用保証協会を対象に RE 事業への取り組みの現状や今後の展開可能性などを尋ねたものである。調査は全国の信用保証協会 52 協会すべてを対象とした全数調査として実施され、46 協会から回答を得た（回収率 88.5%）⁴⁾。

4-2. 信用保証協会の RE 事業への取り組み状況

本アンケートでは、RE による発電事業への参入を試みる事業者に対する信用保証の導入の有無を尋ねる設問を設けた。この問いに対する回答は、「すでに導入している」が 12 協会、「導入検討中」が 2 協会となった。また、「国や都道府県、金融

機関に求められれば対応する」としたのが 17 協会であった。導入済みとした協会の中でも、既存の制度で対応可能として、該当する制度を挙げた協会も多かった。これに対し、震災・原発事故を受けて創設され、名称に RE の語が盛り込まれるなど、意識的に RE 事業を対象にする制度もみられる（表 1 参照）。

表 1 に示されている制度をみると、「再生可能エネルギー」「自然エネルギー」「エネルギー」と、エネルギーを対象としていることが名称上からも判断されるもの（7 件）が多いものの、「中小企業総合振興」「産業活力支援」に加えなど、産業活動全般を対象としているもの（3 件）もみられる。「普通保証」による対応が可能であるとしている協会もあることから、RE 事業は、これを対象としたものは当然として、それ以外のメニューの対象にもなりうるということが理解される。

一方、調査時点での利用件数は極めて少ない（1 協会 3 件のみ）。もともと信用保証協会は多くの保証メニューを抱えているものの、実際の利用状況は非常に偏っており、特定のメニューに利用が集中し、まったく利用がみられないというメニューも少なくない。したがって利用が 0 件であって特異な現象ではないが、少なくともこの

表 1 RE 事業を対象とした制度一覧（湯浅 2013）

	制度名	利用 件数	上限金額	上限期間
1	〇〇中小企業総合振興資金	0	-	-
2	〇〇県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金	0	7000 万	15 年
3	〇〇県再生エネルギー関連融資保証制度	0	4 億 8000 万	10 年
4	〇〇産業育成資金	0	5000 万	10 年
5	環境保全資金	0	-	-
6	エネルギー需給安定対策保証	3	4200 万	10 年
7	ものづくり新エネ応援保障	0	-	-
8	〇〇市再生可能エネルギー	0	1 億	15 年
9	成長サポート資金（エネルギー政策推進枠）	0	運転 5 千万 設備 1 億	運転 7 年 設備 10 年
10	〇〇県自然エネルギー立県〇〇推進資金保証制度	0	-	-
11	普通保証	0	2 億 8 千万	20 年
12	〇〇産業活力支援保証	0	-	-

*自治体名が特定できないように名称の一部を変更している

時点では、新たな制度の設置や、幅広いメニューの対象に含まれていることが、RE事業の推進を促しているということは難しいであろう。

また、こうした制度を設けていない協会については、既述したように、「国や都道府県、金融機関に求められれば対応する」としたところが17協会と、全体の3分の1を占めた。この回答数は、信用保証協会が、積極的に市場での信用創造に関与するというよりは、行政や金融の求めに応じて対応する受動的な側面を持っていることを示唆している。

東日本大震災・福島第一原発事故と固定価格買取制度の導入を契機にREに対する関心は飛躍的に高まった。新たな保証メニューを導入した保証協会もみられたことは、震災・原発事故による情勢の変化が、保証協会にも及んでいることを示している。しかし、上記したような受動的な傾向と利用件数の少なさからは、保証制度の充実が先行することによって信用が創出されていくという傾向は依然として弱いということができよう。信用力スキームを活性化させるという点では、その展開は未だ萌芽に留まっている。

4.3. 個別の取り組みと信用保証制度の必要性

REと信用保証については、信用保証協会制度とは別に、いくつか注目すべき事例もある。

ひとつには動産・債権担保融資（Asset Based Lending, ABL）を用いることで、RE事業の後押しをしようという動きが広がりをみせている。ABLは、通常、企業が保有する在庫や設備等の動産や債権を担保とする融資である。日本の金融機関は不動産＝土地による担保に依存しがちであると言われている。これに対しABLは、企業が持っている営業資産と、そこから生み出される可能性のある価値に着目したものである。

REであれば、設備が立地される土地のほか、動産として、太陽光パネルなどの設備や売電の債権が担保として認められることになる。売電の債権も含まれており、事業全体を対象としていることから、プロジェクトファイナンスとしての側

面も持ち合わせている。

このABLを用いたRE事業に対する融資を取り入れているのが、地方銀行であることは注目に値する。2013年12月時点で、みちのく銀行（本店・青森市）、常陽銀行（水戸市）、十六銀行（岐阜市）などで導入されている。このような地方銀行による取り組みの背景には、地域の事業者の後押しをすることによって、発電事業の展開を地方の活性化につなげようという、本研究と同様の問題意識があるものと考えられる。

一方で、自治体がその信用補完の主体になる事例もある。長野県飯田市が2013年4月に施行した「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」がそれである。この条例では、市の「公共サービス」としての要件を備えた民間のRE事業に対してさまざまな支援策を用意している。とくに金融については「機関及び投資家による投融資資金が事業に安定的に投融資されることを促し、初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与に資する事項」を支援すると定めている。市はこの条例にもとづいて、審査会を設置し、申請された事業について支援を行うかどうか、また金融を含めていかなる支援を行うかを決定する。審査委員には、日本政策投資銀行や地元金融機関の融資部長なども含まれており、信用力の補完を強く意図した組織であることがわかる。

現在、日本各地でREを推進する条例が制定されてきているが、飯田市ほど具体的に自治体による信用力補完を規定した条例はない。自治体が積極的に信用力スキームの活性化を図ろうとしている事例として重要な事例である。ただし、ひとつの自治体がここまで積極的な制度構築を実現させるためには、さまざまな要件が揃っている必要があると考えられる。少なくとも、飯田市にはFIT以前からのRE推進の実績があり、そのような積み重ねの上に今回の条例があると考えられる。裏返せば、他の自治体でこうした制度を構築するのは簡単なことではない。

以上のように、FIT導入後、個別の金融機関や

一部の自治体による信用力スキームの活性化がみられる。しかし、こうした動きは幅広い展開につながっておらず、一時的もしくは散発的なものに終わるおそれがある。これらの動きを、継続的かつ集合的な事業展開につなげていくのであれば、さらなる仕掛けが必要となる。地域に限定されない一般性を持ちつつ、かつ地域独自の展開も可能な信用保証協会による信用保証制度の整備は、そのための手がかりになると考えられる。

5. まとめとして

戦後日本の金融体制は、新規産業への地域レベルでの信用創出を行うことに適合的でないスキームを定型化してきた。国家レベルでの産業振興体制の枠の中で発揮されてきたのが、自前審査主義である。その後の金融体制の変動は、個々の金融機関の審査能力を伸ばし、新しい産業の振興に独自に積極的に融資をしていくことを企図するものであったが、より資源の少ない地域金融機関にとっては、むしろ信用力スキームの定型化を強めるものでもあった。

FIT 導入以降に進んできた RE 事業に対する融資への ABL の導入は、今後も広がるとみられる。これは本研究で定義する信用力スキームの活性化の傾向として評価できる。しかし内発的発展と連動した RE 事業が持続的、継続的に行われるためには、「第3の存在」による信用力の補完が必要である。ドイツでは、デューデリジェンス機関が事業性を評価することで、信用力の補完を行っていた。信用力スキームの活性化という点では、この方式が望ましいと考えられるが、日本では自前審査主義に定型化されたスキームのために、その実現は容易ではない。日本型のスキームにある程度よりそった活性化の方策としては、飯田市が試みているような、自治体による信用補完という道が有力であろう。とはいえ、個別の自治体の力量に依存することにも限界がある。より一般性のある信用力スキームを構築し、広く普及させていくのであれば、各地の信用保証協会が、RE 事業を

めぐる信用力形成に、より積極的に関与していくことが重要になると考えられる。

注

- 1) 2012年7月26日静岡県信用保証協会、9月青森県での調査、10月18日商工中金への聞き取り等、これまで複数の金融関連機関でそのような話が出てきている。
- 2) 2012年1月9日から13日にかけての船橋晴俊、小野田真二らによる GLS 銀行と SGSGermany への聞き取り調査にもとづいている。詳細は下記報告書を参照。船橋晴俊・湯浅陽一編、2013、『地域に根ざした再生可能エネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求めて—』（科学研究費報告書：基盤研究 A、課題番号 23243066）
- 3) 調査時点からすでに一年以上が経過している。RE 事業めぐる動きの早さをふまえれば、現状は融資促進の方向で進展している部分があると思われる。
- 4) 調査結果の詳細は、湯浅（2013）参照。

参考文献・資料

- 池尾和人，2006，『開発主義の暴走と保身——金融システムと平成経済』NTT 出版。
- 伊吹竜男，2000，「戦後金融史思いつくまま（1）地銀とサウンドバンキング」『金融ジャーナル』2000.4：8-11。
- 江上剛・須田慎一郎，2003，『銀行員諸君！』新潮社。
- 岡崎哲二・奥野正寛・植田和男・石井晋・堀宣昭，2002，『戦後日本の資金配分——産業政策と民間銀行』東京大学出版会。
- 小野田真二，2013「第三セクターによる風力発電の事業・金融スキームの検討—青森県津軽半島の竜飛風力発電所を事例として—」船橋晴俊・湯浅陽一編，2013，『地域に根ざした再生可能エネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求めて—』（科学研究費報告書：基盤研究 A、課題番号 23243066）
- 十六銀行，2013，「『再生可能エネルギー固定価格買取制度』専用融資商品『再生可能エネルギー ABL』の取扱い開始について」、十六銀行のホームページ（2014年1月11日参照、http://www.juroku.co.jp/16bank/release/201210_12/20121031_1.shtml）
- 常陽銀行，2013，「太陽光発電事業支援融資制度『LALA サンシャイン』」、常陽銀行のホームページ（2014年1月11日参照、<http://www.>

joyobank.co.jp/enterpri/shikin/lala.html)
地方金融史研究会編, 1994, 『戦後地方金融史 [II]
——銀行経営の展開』東洋経済新報社.
日経エレクトロニクス, 2013, 「地方銀行、売電料を
担保に太陽光発電事業に融資」、日経エレクトロ
ニクスのホームページ (2014 年 1 月 11 日参照、
<http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20131018/309823/?ST=nedsmart>)
野口悠紀雄, 2010, 『1940 年体制——さらば戦時経
済 (増補版)』東洋経済.
東川仁, 2010, 『銀行融資を 3 倍引き出す! 小さな会
社のアピール力』同文館出版.
みちのく銀行, 2013, 「メガソーラー (大規模太陽光
発電) に対する ABL の取り組みについて～地元
自治体が保有する遊休資産を活用した太陽光発

電事業」、みちのく銀行のホームページ (2014 年
1 月 11 日参照、<http://www.michinokubank.co.jp/getpdf.php?id=1201>)
湯浅陽一, 2013 「信用保証制度の活用による再生可
能エネルギー普及一可能性と課題一」船橋晴俊・
湯浅陽一編, 2013, 『地域に根ざした再生可能エ
ネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求
めて—』(科学研究費報告書: 基盤研究 A、課題
番号 23243066)

[付記] 本稿の一部は文部科学省科学研究費補助
金基盤研究 (A) 課題番号 24243057 (研究代表:
加藤真義) の研究成果によっている。

湯浅 陽一 (ユアサ・ヨウイチ)
関東学院大学

大門 信也 (ダイモン・シンヤ)
関西大学